

師範國語要説

文部省

文部省調査普及局刊行認寄贈 (第三級)

Approved by Ministry of Education
(Date Aug. 29, 1946)

昭和二十九年八月廿九日
昭和二十九年九月三日
昭和二十九年九月四日
昭和二十九年九月二十日
印刷發行
印刷發行
印刷發行

師範國語要説
定價金九拾五錢

著作權所有 文部省

發行者 文部省

印刷發行所 東京都神田區錦町一丁目十六番地
師範學校教科書株式會社
代表者 森下松衛

印刷者 東京都京橋區入舟町一丁目十一番地
電新堂
代表者 新井修平

發行所

東京都神田區錦町一丁目十六番地
師範學校教科書株式會社



國史によれば、應神天皇の御代に百濟から渡來した阿直岐及び王仁を師として太子が經典を學べられたとあり、古事記には王仁が論語と千字文を將來したと傳へてゐる。わが國人が漢字に接したのは必ずしもこの時が最初ではなかつたらしいがこの頃から漢文を學ぶものが次第に多くなつたのであらう。やがて吳の國と直接の交通が行はれ、欽明天皇の御代には佛教が傳來して漢譯佛典が將來され、次いで推古天皇の御代には隋に使を遣すなどのことがあつて、漸く官吏はすべて漢字を知らなくてはならないこととなつた。その結果、漢字の知識は大第に普及し、詩賦を作るものさへ少くなかつたのである。

漢字は支那の文字で支那語を表すために作られ用ひられたものであり、漢文は支那の文であつて、いふまでもなく支那語で讀むべきものである。従つてわが國でもはじめの中は漢字をすべて字音で讀み、又漢文を書く場合にのみ用ひたであらう。勿論當時でも漢字漢文を國語に譯し、又國語で解釋することはあつたであらうが、それはその字その文の譯又は解釋であ

つてその字その文の讀み方ではなかつた。しかるに漢字漢文に熟するにつれて、その譯語や譯し方が次第に一定し、一々の漢字や句法にきまつた國語の單語や句法が常に用ひられるやうになり、かくして漢字と國語との間に密接な關係が生じ、遂に漢字が國語を表すやうになつた。即ち漢字を直接に國語で讀み、國語を書くために漢字を用ひるやうになつたのである。漢字の訓とはかやうにして定まつた譯語なのである。

かくして、日本では漢字は單に漢文漢語に用ひられるばかりでなく、純粹の國語を表すためにも用ひられるやうになつた。漢字を字音でのみ讀んでゐる中は漢字はやはり外國の文字であつたらうが、これを訓で讀むやうになつては、もはや外國の文字とはいへない。全く日本の文字になつたのである。

わが國では支那に用ひられた漢字をそのまま輸入してこれを用ひた。六朝隋唐以後に行はれた種種の書體、即ち篆隸(八分)楷行草の諸體もすべてこれを傳へた。又楷書では六朝から唐にかけて行はれた種種の異體の字

倭字

も古く傳はつて盛に用ひられたが、宋以後支那に於いて正體の字が漸次勢を得た影響を受けて後世になると異體字は次第に少くなつた。

かやうに日本で用ひた漢字は殆ど支那で作られたものであるが、日本でも新たに作つたものも多少ある。これを倭字又は國字と稱した。

裨 擗 袖 梲 岡 峠 袷 罽 罽 働 儻 風 亡 込 辻 咏 嘯

「紆」種などは支那で作られたものらしいが、「疋」種は日本製の文字である。

これら日本製の漢字は所謂六書の中の會意に屬するものが多い。又支那の字を一部分變更して作つたものもある。「柝」(録より作る)「杜」(社より作る)の如きものである。なほ日本で作つた漢字として支那の漢字を二字合して一字としたものがある。例へば麻呂—麿、木工—奎の如きものである。

右の如き日本製の漢字は、すでに奈良時代にも見え、その後には作られたものもあるが、これらは漢字が國語を表すやうになつてから國語に該當する漢字が見當らない場合に、その國語を表すために作つたものである。それ故これらの文字には字音のないのが常である。しかし、必要があればその

漢字の音調

字の一部分をなすものの音を以てその字の音とする。働をドウと讀む類である。近年わが國で作つた漢字には、饑、腺の如くいはば音のみをもつてゐるものがある。

すでに前に觸れた如く、日本では漢字の讀み方として支那人の漢字を讀む讀み方が傳はつて日本化したものと、その漢字の譯語の固定したものとがある。前者が音(字音漢字音といひ古くはこゑともいつた)後者が訓(字訓古くはよみ)である。日本の漢字音は通例吳音漢音の二種であるが、このほか字によつては唐音のあるものがある。漢字によつてこの三者の音がそれぞれ異なつてゐるものもあり、又全く同じものもあり、その中の一つだけが異なつてゐるものもある。

(吳音) (漢音) (唐音)

行 ギヤウ カウ アン(行脚行燈)

下 ゲ カ オ(下火)

經 キヤウ ケイ キン(看經)

和	フ	クフ	フ	[和尙]
頭	ツ	トツ	チツ	[僂頭塔頭]
東	トウ	トウ	トン	[廣東]
看	カン	カン	一カン	

吳音は最も古くわが國に傳はつたもので、吳の地即ち支那南方揚子江下流地方の支那語の發音を傳へたものといはれ、佛經の讀み方に傳はつてゐる。

漢音

漢音は隋唐と交通を開くに及んで傳はつたもので、支那北方の發音に基づく標準音を傳へたものである。奈良時代以前から奈良時代にかけて、音博士に唐人を任命して、正しい音を教へさせたのはこの音であらう。しかし、古來の吳音系統の音は容易に廢れなかつたと見えて、平安時代のはじめに屢、法令を出して漢音を學ぶべきことを勸めてゐる。漢音は後までも漢字の正しい讀み方として傳へられたが、通俗化した語には吳音で讀むものが多い。

唐音

唐音は平安時代中期より江戸時代までの間に時時傳へられた宋元明清の音である。支那の商人が日本に來たり、或は日本の僧侶が支那へ行つたりして傳へたもので、當時往來したのは主として揚子江下流地方であつたから、支那南方の音を傳へたものである。

國語

漢字の訓は、即ち漢字に對する譯語の固定したものである。譯語としては恐らく普通の國語を用ひたであらうが、中には適當な譯語がなかつたために特に新たに作つたものもあつたやうである。

漢字の用法

國語を漢字で書き表す場合でも漢字を支那に於けると同じ意味に用ひるのが普通であるが、又時には日本獨特の意味に用ひることがある。即ち、

(一)國語と正しく意味の該當する漢字が見當らない時、その國語と意味の近い又は意味上關係のある漢字を宛ててこれを示した。例へば、もりに「森(木の茂つた貌をいふもの)を用ひた如きがそれである。

(二)國語の一つの意味に對して宛てた漢字を、同じ語の他の意味に對しても用ひた。「私は公に對する、わたくしの義を有するので、ブタクシの訓を宛

ててワタクシといふ語を表すためにこれを用ひたが、後ワタクシに自分自身を表す予余といふやうな意味が生じたので、その意味に於けるワタクシをも、私シの字を以てこれを表した。従つて本來、私シの字になかつた予余といふ意味が附くこととなつた。

(三)字の形の類似から他の字と混同し、他の字の訓を附けて他の字を用ひるべき場合にこれを用ひた。櫛シは、さざみ肉を意味する字で、見るといふやうな意味はない。これをミンナハスと讀むのは、見るといふ意味のある、櫛シの字と字形が酷似してゐる所から、櫛シの字を誤り用ひたのが習慣となつたものであらう。

以上はすべて漢字を表意文字として用ひた場合であるが、これに對して漢字を表音文字として用ひ、漢字の有する意味にかかはらず、ただその讀み方音又は訓だけによつてある語の音を表すために用ひたものがある。これは二種類に分たれる。その一は「兎角」丁度、目出度、吳々の如く、語としては、いつも一定の漢字で表されてゐるものである。その二は「アメ」を「阿米」「安米」「阿每」と書いた類で、音さへ同じであればどんな字を用ひてもよく、一語としてもこれを寫す文字の形は一定しない。前者は所謂宛字で、後者は所謂萬葉假名である。

ては、いつも一定の漢字で表されてゐるものである。その二は「アメ」を「阿米」「安米」「阿每」と書いた類で、音さへ同じであればどんな字を用ひてもよく、一語としてもこれを寫す文字の形は一定しない。前者は所謂宛字で、後者は所謂萬葉假名である。

三、萬葉假名

萬葉假名は真假名ともいはれる。すでにわが國最古の文獻に現れてゐるが、殊に奈良時代に盛行はれた。漢字の音を用ひたもの(音假名)と訓を用ひたもの(訓假名)とある。一字で一音節を表したものが多く、二音節三音節を表したのもあり、又二字で一音節又は二音節を表したのもある。

音假名 一字一音節 久爾(國)也(邊)山

一字二音節 露(露)現(現)身(身) 名(名)豆(豆)與(與)な(な)づ(づ)ふ(ふ)

去(去)別(別)南(南)行(行)と(と)別(別)れ(れ)な(な)む(む) 越(越)乞(乞)遠(遠)近(近)

訓假名 一字一音節 八(八)間(間)躰(躰)大(大)和(和) 千(千)羽(羽)田(田)幸(幸)ひ(ひ) 鹽(鹽)左(左)廣(廣)瀧(瀧)麩(麩)

- 一字二音節 大欲(おぼほし) 鈴寸(鐘) 酒管(放けなむ)
- 一字三音節 温下(暖おろし) 奈都(炊懐かしき)
- 二字一音節 五十日太(後) 馬(蜂) 音石(花) 駒(鬨いぶせくも)
- 二字二音節 水葱(少熱和ぎぬる) 辭鴛(鴛將待言をし待たむ)
- 二字三音節 還者(胡紛) 還りは知らに
- 三字二音節 八十一里(喚鶏) 括りつ

このやうに非常に自由に漢字を驅使して日本語を書き表したのであるが、この各種の萬葉假名の中で最も明瞭で読み易いのは一字一音の假名である。さうして萬葉假名は音を表せばどんな字でもよいのであるから、これを實際に用ひる場合にはなるべく平生用ひる書き易い字をつかふ傾向を生じ、一方その字形も草體略字など簡便な形をとるやうになり、それから遂に國語の音を表す特別の文字が発生するに至つた。平假名及び片假名がこれである。

奈良時代に於ける萬葉假名の用法を調べてみると、いろは歌で區別して

ゐる四十七の音節のほか、エキケコソトソヒヘミメヨロの十三の假名に當るものがそれぞれ二類に分れてゐて結局六十の音節を區別して居り、更に濁音をも大體に於いて區別してゐたやうであるから、萬葉假名は合計八十七音節を區別してゐたと見ることが出来る。(古事記に於いてはモも二類に分れるから結局八十八音節を區別してゐるわけである)

四 平假名片假名

平假名及び片假名は萬葉假名から發生した一種の表音文字である。萬葉假名は漢字の表音文字的用法であつて用法から見れば平假名や片假名と同様であるが、しかし文学としてはまだ漢字である。波は、ハナ、イハなどへの音を表すために用ひられるが、また一方そのままの意を表すにも用ひられて、表意文字たる性質を脱しきつてはゐない。平假名の、はになつては、それが、波の字から出たものであつても、これを、ナミの意味には決して用ひない。純然たる表音文字となつたのである。萬葉假名も平假名

假名文字

片假名も共にこれを假名と呼ぶのが普通であるが、上述の如くその文字上の性質には、非常な違ひがある。そこで平假名片假名の二つを、特に假名文字と稱して萬葉假名と區別することがある。

平假名

平假名は草假名ともいはれ、萬葉假名に用ひた漢字を草體で書いたものから出来たものである。平安初期には漢字の草體と區別し難いものが多かつたが、形の上からも明かに漢字と區別されるやうになつたのはやが後のことである。平假名ははじめから漢字とは別個に、それだけで歌や文を書くために用ひられたのであつて、女が常に用ひる所から、女手又は女文字といはれた。後世に於いても、歌や假名文には常に平假名が用ひられ、漢字と混へて書かれる場合にしても、行草體の漢字と共に用ひられることが多かつた。

平假名はいろは歌に存する四十七の音節を區別してゐる。さうして平假名ははじめ同一の音節に對して種種の違つた文字、即ち異體字があつた。これはその源となつた萬葉假名では同一の音節に對して幾通りもの字が

用ひられてゐたからである。然るにその後書道の發達に伴つて、平假名は美的鑑賞の對象として取り上げられたために、更に多くの異體字を發生させるに至つた。その中でも最も普通に用ひられる形は、かなり古い時代から大體きまつてゐたやうで、これを正體とし、その他の文字は變つた形と考へられ、これらを後世變體假名と呼ぶに至つた。現代に於いても、書寫する場合には種種の變體假名の用ひられることもあるが、印刷物に於いては大體字體が一定してゐる。これは明治三十三年の小學校令施行規則に於いて小學讀本に用ひる字體が定められた結果に負ふ所が多い。

片假名

片假名ははじめから獨立した文字としてではなく、漢字に伴ふものとして發達した。漢文に音や訓や釋義などを書き入れるために用ひた萬葉假名から出たもので、ただ心覚えだけのものであり、漢字の傍や下に小さく附けるものであるためになるべく字劃の簡單な文字や一部分を省略した形の用ひられたのがその起源である。従つてその形は甚だ簡單で、又後までも符號的性質を有し、發音や外國語を示すために平假名の文中にも混へ

撥音符

文字より遅れてゐるため、あめつちの詞やいろは歌或は五十音圖などによつて、假名文字の種類が一般にはつきりと意識されるやうになつた頃より後に現れたために、假名文字の仲間には入れられなかつたのである。この撥音符を表すものが撥音符である。

促音符

促音も平安時代に入つて生じたものであるが、はじめこれを表す特別の符號は發生せず、後世に至つて「ッ」及び「っ」を利用してこれを表すやうになつた。なほ「ッ」を以て促音を示し始めたのは平安時代の終り頃である。近年特に促音を表す記號として「ッ」を小書したものを用ひることがある。かかる促音を表す記號が促音符である。

長音符

長音を表すには古くは引の字などを下に添へたりしたが、近年は外國音を記す場合などに「ー」を以て表すことが行はれる。

發音符

發音符は古く「ルリ」字といはれた。平安時代の初期から見えてゐる。漢字の重點「ニ」に基づいて「ル」の形が先づ行はれやがて「ル」になつた。二字の反覆を表す符號は「ルル」又は「ルル」であつたが後には上字の右下に一點下字の

右下に一點打つたものが「ル」の形で文字の傍に書かれそれが遂に「ル」となり、文字の下に書かれるやうになつた。「ル」は平安末期以後盛に現れて來る。

句讀點

なほ、文を記す場合の符號として句讀點がある。(句讀又はマルといふ) (讀點又はテン)・(ボン)、「(カヤ)」「(フタヘカヤ)などが通常用ひられる。

五、いろは歌

いろは歌は發音を異にするあらゆる假名を集めて並べたもので、いはば字母表ともいふべきものであるが、四十七字より成り意味を有する文句に仕立ててある。普通色は句へど散りぬるを我が世誰ぞ常ならむ有爲の奥山今日越えて淺き夢見し醉ひもせずといふ佛敎の無常觀を歌つた七五調四句の今様風の歌といはれてゐる。いろは歌は専ら平假名で記され、手習の詞として用ひられたものであるが、いろは歌などの發生しない前に手習の詞として行はれたものに、あめつちの詞といふものがある。

あめつちほしそらやまかはみねたにくもきりむろこけひといぬうへ
十五ゆわさるおふせよえのえをなれるて

といふ四十八字の假名より成るものである。いろは歌と同じやうに同音の假名を重出することはないが、唯えが二度繰り返されてゐる。これは古くア行のエと、ヤ行のエとが發音上區別があつたからであるらしい。この詞の意味は

天 地 星 空 山 川 峯 谷 雲 霧 室 苔 人 犬 上
末 硫黄 猿 生ふせよ 榎の枝を 慣れ居て

であらうといはれる。即ちこの詞は單語及び短い句を並べ挙げたにすぎないものである。従つて巧みに一貫した意味を表したいろは歌が發生するに及んで、全くその位置をいろは歌に譲つてしまつた。いろは歌の作られたのは恐らく平安中期頃と思はれるが、いろは歌の作者を世に弘法大師と傳へてゐるが、これは信ずることは出來ない。鎌倉時代頃から、その終りに京の字を添へることが行はれた。

六、表記法

現在國語は場合によつて假名文字のみ、或は漢字のみで記されることもあるが、漢字と假名文字とを混用するのが普通である。上代に於いてはすべて漢字で記されたが、その場合の書き方を見るに、個々の語句については、

- (一) 全部萬葉假名を用ひるもの。之良受、美留比等。
 - (二) 漢字・漢文の訓讀法によるもの。不知見人。
 - (三) 右の兩種を混用したもの。知受見流入。
- の三種に分けることが出來、一篇の文章としては、

(甲) 全文萬葉假名で書いた萬葉假名文。

(乙) 漢文。

(丙) 主として漢文式に書いて、これを訓讀すれば國語となるやうに書きながら、處處その語句を寫すのに適切な漢字がないために、(一)又は(三)の方法を混へ又は漢文としては不必要な文字を加へたもの、例へば古事記

に見られるやうなもの。

(丁)國語の順序のままに各の語句を(三)の方法を主とし時として(一)(二)などの方法を混へて寫したるもの例へば宣命のやうなもの。

の四種がその最も著しい種類として見られる。祝詞宣命の書き方は(丁)の種類に屬するが體言や用言の語幹などは漢字で書き助詞助動詞又は活用語尾は萬葉假名で記ししかも小書してゐる。(體言などを萬葉假名で記す場合もあるがその際は大きく書する)これを世に宣命書といふ。

宣命書

天皇大帝^{皇祖}親王等又女王^{皇孫}等詔賜^勅勅^賜皇^孫高^御座^坐初^初今年^至六年^{甲戌}

此乃間^天位^用躬^坐坐^止爲^皇太子^侍皇^孫是^其婆^婆止^在藤^原夫^人皇^后正^定賜

(續日本紀聖武天皇天元年八月)

變體漢文

以上の種類の書き方は後世に至つても續けて用ひられたが萬葉假名から平假名片假名が生まれるに及んで萬葉假名の代りに平假名片假名が用ひられたにすぎない。但し(丙)の場合即ち變體漢文にあつては後の時代に於いても依然として萬葉假名又は宛字を用ひてすべてを漢字で記すやう

に努めた。日記記録などはこの方式で記されることが多かつた。

廿六日王子自奥州御還向之處葛西三郎清重母所勞之由於路次彼聞食之間遣御使於葛西住所令訪之給彼使者今日參着于鎌倉所勞無指危急哀云々

(新妻鏡卷九文治五年十月)

假名交り文

後世の假名交り文は宣命書の萬葉假名の部分を假名文字に置き換へたやうなものでしかもはじめの中は萬葉假名が小書されたやうに假名も小書された。又體言などが假名で記される場合には大字で記されたものである。

今昔比叡山ノ西塔ニ實因僧都ト云人有ケリ。小松ノ僧都ト云タル顯密ノ道ニ付テ止事無カリケル人也。其レニ極テ力有ル人ニテ有ケル。僧都晝寢シタリケルニ、若キ弟子共師ノ力有由ヲ聞テ、試ムカ爲ニ胡栲ヲ取テ持來テ僧都ノ足ノ指中ニ胡栲ハツラ夾ミタリケレバ、僧都ハ晝寢ヲシタリケレバ、打任テ被夾テ後寢延ヲ爲ル様ニ打ウムメキテ足ヲ夾ミケレバ、八ツノ胡栲一度ニハラト碎ニケリ。

(今昔物語卷二十三比叡山實因僧都強力語)

漢字と共に使用される假名文字としては、古くは概して片假名の用ひら

れることが多かつたが後世になると平假名を用ひることも行はれ、現在では平假名を用ひる方が普通となつてゐる。

送假名

漢字と假名とを混じて書く場合には所謂送假名の問題が生ずる。その場合漢字の下にどれだけ假名を送るか、は習慣によつて大體きまつてゐる。古くはこの假名を送ることが割合に少かつたが、現在では比較的多くの假名を送るやうになつた。これはなるべく誤讀を防がうといふ意圖より生じたものである。

分別書き方

わが國では分別書き方分ち書きが發達しなかつた。これは主として漢字と假名とを混用する結果、自然漢字が頭文字のやうな役目をして、分別書き方を採用しなくとも比較的容易に讀むことが出来たからであらう。

なほ假名で語の全部又は一部分を記す場合に假名遣の問題が生ずる。

七、假名遣

平假名片假名は表音文字であり、萬葉假名も漢字を表音文字として用ひ

たものである。それ故假名で語を寫す場合には音のまま書けばよいのであつて、どういふ場合にどの假名を用ひるかといふ疑ひは起りさうに思はれないが、實際はさうでない。假名がはじめて用ひられた時代には音の區別と假名の區別とは一致してゐたであらう。しかし、多くの年代を経ると、言語の音聲に變化が起り、もと區別のあつた音が同音となつたために、違つた假名が同音に讀まれるに至つた。そのために同じ音に對して二種或はそれ以上の違つた書き方が可能になり、語を書き表す場合に、どんな假名を用ひるがよいか疑問になる。これが即ち假名遣の問題である。

奈良時代に於いては、キケコントノヒヘミメヨロの十二の假名に二種の音の別があり、又ア行のエとヤ行のヱとが區別されてゐた。然るに平安時代に入つて、キケコ以下十二の假名の二種の別が滅び、次いでア行のエとヤ行のヱの區別もなくなつた。この音變化に伴なつても、區別した假名もこれを區別せず、同じ文字で書き表した。平安時代の初期から音便によつて變化した音も、もとの書き方には拘泥せず、違つた假名を以て書き表した。

然るに平安時代の半以後に於いては、語中語尾のハヒフヘホとワキウエヲイエオとキエフが同音になつた。しかし當時すでにいろは歌などが普及してゐて四十七の異なる仮名が發音上區別のあつた時代に出来た歌集や日記、物語、草子の類が當時類に讀まれ又寫されたためにその時代の書き方が自然に記憶されたこととこの二つのことから新たに書く場合にも實際の發音には區別のない假名の區別がなほ保存されてゐたのである。しかし發音上では區別がないのであるから、時として混同することがあつて、同じ語がいくつかの違つた假名で書かれることもまゝあつた。さうしてこれは平假名を用ひる假名文の場合のことであつて、元來音聲符號的性質を多くもつてゐる片假名に於いては、同音になつた假名を混用することがかなり多かつたやうである。

鎌倉時代に入ると、平假名に於いても、同音の假名の用法の混亂不統一は、かなり著しくなり、同じ語が人により又場合によつて、色色の假名で書かれることが多くなつたので、ここにはじめて假名遣が問題となり、これを統一しようとして試みるものが出るやうになつた。即ち藤原定家や源親行などである。定家の唱へたものは多少不徹底な點があるにしても、昔の歌集や物語などに於ける假名の用法に基づいて定めたものらしく、その主義に於いては一種の歴史的假名遣と見るべきものである。次いで親行の孫行阿(源知行)は定家等が假名遣上の問題として取り上げた事項を増補して、假名文字遣といふ書を著した。この定家等の假名遣は世に定家假名遣と呼ばれて後世まで行はれ、殊に歌文の道に従ふ人人の間に遵奉された。但しこの定家以下の人人の假名遣説はその根據とした文獻が、すでに假名の用法に混亂を示し始めた頃のものであつたため、古代の假名の用法と一致しない點がある。その結果この説に疑問を抱くものも現れた。

江戸時代に入ると、前代まで發音上區別のあつたジとズ、ゾとヅ、アウの類から出たオ段の長音(これを開音といふ)とオウ、エツの類から出たオ段の長音(これを合音といふ)とが同音となつたために、これらの假名の區別も亦假

定家假名遣

名遣の問題となるに至つた。江戸時代になつても、定家假名遣は依然として行はれたが、しかしこの時代にはその説に矛盾や誤謬のあることを説くものも出衆、遂に契沖に至つて、一つの新しい假名遣を唱道し、定家假名遣に大改訂を加へた。契沖は萬葉代匠記を作るためにあらゆる古代の文獻を涉獵したが、その際假名遣にも注意して研究した結果、平安時代半以前の文獻に於いては、同音の假名の用法が語に於いて一定してゐて、その區別が儼然として存することを見出し、この時代の文獻に於ける實例に基づいて假名遣を定め、定家假名遣のこれに違ふものは、皆誤謬であると断定した。契沖は自著にこの假名遣を用ひると共に、和字正濫鈔を作つてこれを公にした。この契沖の假名遣が現在歴史的假名遣といはれるものである。

歴史的假名遣

この契沖の説は、根據が極めて明白であるばかりでなく、古代の文獻に於ける假名遣は、國學の研究には是非必要なものであるために、以後の國學者の間に行はれ、國學の流布と共に次第に世に廣まつた。契沖の定めた假名遣には、ままた誤もあつたので、相取魚彦はこれに訂正を加へ、又缺けたものを

字音の假名遣

補つて古言梯コゴノハシを作り、大に行はれた。

契沖の和字正濫鈔には、字音の語をも收めたが、それは古書に假名で書いた實例のある少數のものにとどまり、あらゆる字音の假名遣には及ばなかつた。然るに本居宣長は、萬葉假名に用ひた漢字の字音を、支那の音聲表である韻鏡と比較して、日本の假名の區別と韻鏡に於ける音の區別との對應の原則を定め、且つ字音を假名で書いた例をも参照して、字音の假名遣を定めた(字音假名用格)。このやうにして契沖と同じ主義によつて字音を假名で書く場合の假名遣の基準を立てたのである。その後白井寛蔭は、宣長の説の不備や誤謬を訂して漢字音の假名遣を定めた(音韻假字用格)。この説は、後の學者に採用されたが、多少理論に走つて實際と離れた嫌ひがある。江戸時代には、右に述べたやうに、國學者を中心として契沖の始めた假名遣が、次第に世に行はれたけれども、堂上家の如き保守的の人人は、なほ定家假名遣を用ひた。又漢學者の如き平假名の文に親しまないものや、戯作者或は一般の人人は、あまり假名遣に注意せず、かなり勝手な書き方をした。

